

# 小規模事業者 経営改善資金 融資制度

\*商工会議所の推せんにより融資\*

# マル経 融資

利子補給制度  
あります!!

- ・新型コロナウイルス対策マル経融資
- ・貸上げ貸付利率特例制度  
は裏面をご覧ください

無担保

無保証人

低金利

## 特色

信用保証協会の保証も不要!!

返済 設備資金10年以内、  
運転資金7年以内

## 貸付限度額

設備資金・運転資金とも

但し1,500万円を超える貸付を希望される場合、事業計画書の提出などの追加条件が加わります。  
詳しくは会議所までお問合せ下さい。

## 十 プラス1

豊川市から利子補給が受けられます!!

- 対象期間はマル経融資を受けた日から起算した12ヶ月(12ヶ月未満の融資は対象外)
- 補助額は対象期間に支払った利子の50%(但し延滞利子は除く。100円未満切捨て)
- 豊川市産業環境部商工観光課にて所定の申請手続きを行っていただきます。

## 年利率

令和6年10月1日現在

2,000万円 1.35%

### ・ご融資の条件・

- ①最近1年以上豊川商工会議所地区内で事業を営んでいること。
- ②常時使用する従業員の数(事業主、家族従業員、役員を除く)が20人以下(但し商業、サービス業は5人以下)であること。
- ③支払う義務のある税金は完納していること。
- ④商工業者であり日本政策金融公庫の融資対象業種であること。
- ⑤豊川商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けていること。

### ・ご相談時の主な提出書類・

- 前年、前々年の青(白)色決算書及び確定申告書(控)
- 税金の領収書または納税証明書
- 法人の場合 ●決算後6カ月以上の場合は最近の試算表  
●会社の登記簿謄本
- 設備資金をお申込みの場合 ●見積書、カタログなど  
【その他の提出書類は豊川商工会議所でご確認下さい。】

いつでもお申込み受付中!



豊川商工会議所

経営支援グループ(中小企業相談所)

〒442-8540 愛知県豊川市豊川町辺通4-4

TEL 0533-86-4101 FAX 0533-84-1808

http://www.toyokawa-cci.org E-mail info@toyokawa-cci.org

●推薦機関/豊川商工会議所

●日本政策金融公庫の普通貸付、特別貸付融資もご利用下さい。

●貸出機関/日本政策金融公庫

●金利などの条件が変わることがありますので、ご遠慮なくおたずね下さい。

# 新型コロナウイルス対策マル経融資

## 【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月等の売上高または過去6か月（最近1か月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少しているなどの要件を満たす者

## 【資金の使いみち】

運転資金（コロナの影響により必要となる資金に限る）

## 【融資限度額】

別枠1,000万円

## 【利率】

表面の年利率と同じ

## 【返済期間】

運転資金 20年以内（据置期間5年以内）

※新型コロナウイルス対策マル経融資の取り扱いは2024年12月末日までとなります。

# 貸上げ貸付利率特例制度

## 【要件】

- ① 雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある事業者
- ② 最近の決算期において既に増加している事業者

## 【利率】

- ③ 経営改善利率より貸付日から2年間、▲0.5%引き下げ

※本特例制度は、一般マル経のみに適用されます。